

佐賀県告示第 445 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 9 月 3 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 9 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) 化学名 エチル = 2 [1 (4 フルオロベンジル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド] 3 メチルブタノア - ト (通称名 : EMB-FUBINACA) 及びその塩類

(2) 化学名 N (1 アミノ 1 オキシ 3 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド (通称名 : APP-CHMINACA、PX-3) 及びその塩類

(3) 化学名 3 メトキシ 2 (メチルアミノ) 1 (4 メチルフェニル) プロパン 1 オン (通称名 : Mexedrone、4-MMC-OMe) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。